

(全国家計構造調査)

## 審 査 メ モ

## 1 今回申請された計画の変更について

全国家計構造調査（以下「本調査」という。）は、総務省が5年ごとに実施している基幹統計調査である。

家計における消費等に関する統計調査としては、表1のとおり、動向調査である家計調査及び構造調査である本調査、それぞれを補完する一般統計調査がある。

表 1 家計に関する統計調査の体系

	基幹統計調査	一般統計調査
構造調査 (5年)	<p><b>全国家計構造調査</b>（旧全国消費実態調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする。</li> <li>■ 報告者数： <ul style="list-style-type: none"> <li>・二人以上の世帯：約76,000世帯</li> <li>・単身世帯：約14,500世帯</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>全国単身世帯収支実態調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 単身世帯を対象として家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握するため、全国家計構造調査の単身世帯結果を補完・補強し、全国家計構造統計に活用する。</li> <li>■ 報告者数：約2,000世帯（単身世帯のみ） ※民間調査機関のモニター登録者から抽出</li> </ul>
動向調査 (月次)	<p><b>家計調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにする</li> <li>■ 報告者数： <ul style="list-style-type: none"> <li>・二人以上の世帯：約8,000世帯</li> <li>・単身世帯：約1,000世帯</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>家計消費状況調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人消費動向の的確な把握のため、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉える。</li> <li>■ 報告者数： <ul style="list-style-type: none"> <li>・二人以上の世帯：約27,000世帯</li> <li>・単身世帯：約3,000世帯</li> </ul> </li> </ul> <p><b>家計消費単身世帯モニター調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 単身世帯を含めた総世帯の消費動向を毎月把握するため、家計調査の単身世帯結果を補完・補強し、消費動向指数に活用する。</li> <li>■ 報告者数：約2,400世帯（単身世帯のみ） ※民間調査機関のモニター登録者から抽出</li> </ul>

本調査について、総務省は、今回、以下に掲げる変更を計画している。

## (1) 調査方法の変更

⇒ 基本調査及び簡易調査に加え、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にもオンライン調査を拡大

## (2) 報告を求める事項の変更

### ⇒【家計簿】

- ・ 「月々の給与」、「年金」及び「事業収入・賞与・その他の収入」に「控除又は納付項目の総額」欄を新設
- ・ 「月々の給与」及び「事業収入・賞与・その他の収入」に「賃金のデジタル払いの額」欄を新設

### ⇒【世帯票】

- ・ 調査項目名を「就学の状況」から「教育」に変更し、選択肢を一部追加
- ・ 調査項目名を「地代支払の有無」から「土地の所有関係」に変更し、選択肢を変更

## (3) 公表期日の変更

⇒ 「家計収支に関する集計（一部除く。）」（以下、単に「家計収支に関する集計」という。）の公表期日を調査実施年の翌年11月から同12月に1か月後ろ倒し

## (4) 調査票情報の保存期間の変更

⇒ 調査票の保存期間を「2年」から「3年」に変更

## (1) 令和元年調査の見直し

### ア 令和元年調査の見直しの目的と主な見直し内容

令和元年調査については、所得・家計資産に関する統計精度の向上や単身世帯の精度向上等が求められる一方で、報告者や実査を担う地方公共団体・統計調査員の負担軽減への対応も急務となっており、これらの課題解決を図るため、以下のとおり、調査体系の再編から集計事項に至る調査計画の全般について抜本的な見直しが行われた。令和元年調査の構成と見直しの概要イメージは、次図のとおりである。

#### (ア) 総世帯・単身世帯の統計精度の向上

- ・ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模の拡大
- ・ 別集計としていた全国単身世帯収支実態調査（総務省所管の一般統計調査）の結果を補正して統合

#### (イ) 所得・家計資産に関する統計精度の向上

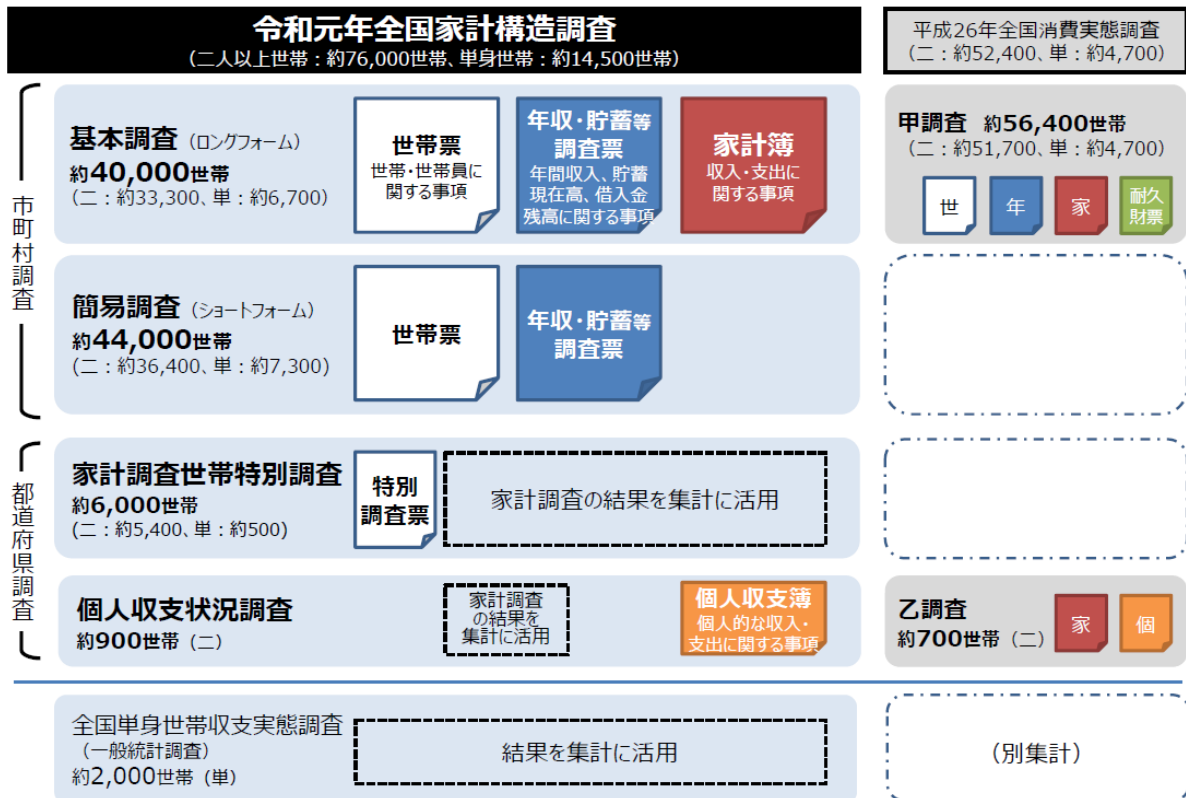
- ・ ロング・ショートフォーム方式（家計簿を含む「基本調査」と家計簿を含まない「簡易調査」）の導入
- ・ 年収・貯蓄等調査票の標本規模拡大

#### (ウ) 報告者負担の軽減、調査事務の減量・効率化

- ・ 家計簿の記入期間を、9月、10月及び11月の「3か月」から10月及び11月の「2か月」に短縮（二人以上世帯）
- ・ 時系列比較が適せず、必要性が薄れていた「耐久財等調査票」を廃止
- ・ 世帯票について、世帯員を「1人目」、「2人目」、「3人目」、「4人目」と区別する形式とし、「世帯員氏名」を削除
- ・ レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入
- ・ 簡易調査では郵送提出も導入

- ・ 調査期間中の家計調査（総務省所管の基幹統計調査）の調査世帯（約 6,000 世帯）を本調査の対象世帯として組み込み、家計調査世帯特別調査を実施

図 令和元年調査の構成と見直しの概要（イメージ）



イ 令和元年調査に係る統計委員会答申

統計委員会諮問第 117 号の答申（平成 30 年 12 月 17 日付け統計委第 14 号。以下「平成 30 年答申」という。）では、令和元年調査の見直しに関連して、以下の検討課題が指摘されている。

○ 家計に関する統計の体系的整備に向けた検討

家計に関する統計については、各種統計調査の整合性がより高まることから、平成 31 年度（2019 年度）の全国家計構造調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理し、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）の次回改定に反映する方向で検討すること。

○ 今回の変更を踏まえた調査手法等の更なる改善

平成 31 年度（2019 年度）の全国家計構造調査については、調査計画を抜本的に見直した上で実施することから、報告者や統計調査員、実査機関である地方公共団体等における評価も含め、実施状況や見直しによる効果等を検証・分析するとともに、その結果

を踏まえ、平成36年度（2024年度）調査の調査計画の策定までに、調査手法の見直しや結果表章の充実等、更なる調査計画の改善について検討すること。

#### （審査状況）

- ア 総務省は、前記（1）のとおり、必要な統計精度の向上と報告者負担の軽減等・事務効率化を図るため、本調査を抜本的に見直して令和元年に実施した。
- イ 令和元年調査の実施後、総務省は、地方公共団体からの意見聴取や有識者を交えた検討を通じ、令和元年調査の見直しの目的であった、単身世帯などの統計精度の向上や報告者負担の軽減・事務効率化の効果について検証・分析し、当該検証結果を今回の調査計画案に反映したとしている。
- ウ 令和6年調査の変更（後記（2）～（5）参照）は、抜本的に見直された令和元年調査の大枠を継承した上で、必要な変更を講じようとするものであることから、令和6年調査の変更内容の妥当性を論じる前提として、令和元年調査の実施状況について確認する必要がある。
- エ なお、公的統計の整備に関する基本的な計画の改定に向けた統計委員会（企画部会第3ワーキンググループ）の審議において、令和元年調査については、「平成30年答申を受け、家計に関する構造統計として、関係統計との整合性を確保した上で、統計表章の充実等が図られており、その結果も踏まえた令和6年調査の在り方については、今後統計委員会による諮問審議も想定されていることから、次期基本計画に掲載して毎年フォローアップする必要性に乏しい。」とされたことを受けて、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）への掲載は見送られている。

#### （論点）

- a 令和元年調査における統計精度の向上や負担軽減・事務効率化の観点からの抜本の見直しによる効果は、具体的にどのようなものであったのか。また、関係統計との整合性の確保や家計に関する統計の体系的整備の観点から、どのような成果が得られたか。
- b 令和元年調査の検証・分析を行った結果、どのような課題認識の下、どのような考え方で令和6年調査の見直しを計画しているのか。（個々の変更点については以下において個別に審議）

## （2）調査方法の変更

### （変更内容）

- 基本調査及び簡易調査に加え、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にもオンライン調査を拡大

(審査状況)

ア 本件申請では、表2のとおり、都道府県調査についてもオンライン調査を導入し、全ての調査票をオンライン化することとしている。

表2 オンライン調査の対象範囲の変更内容

区分	令和元年調査	令和6年調査
市町村調査	● 世帯票 ● 家計簿 ● 年収・貯蓄等調査票	● 世帯票 ● 家計簿 ● 年収・貯蓄等調査票
都道府県調査		● 家計調査世帯特別世帯調査票 ● 個人収支簿

イ また、総務省は、オンライン調査の対象範囲の拡大に加え、以下のとおり、令和元年調査から導入したオンライン調査システムの改善を予定している。

(ア) レシート読取機能の改善

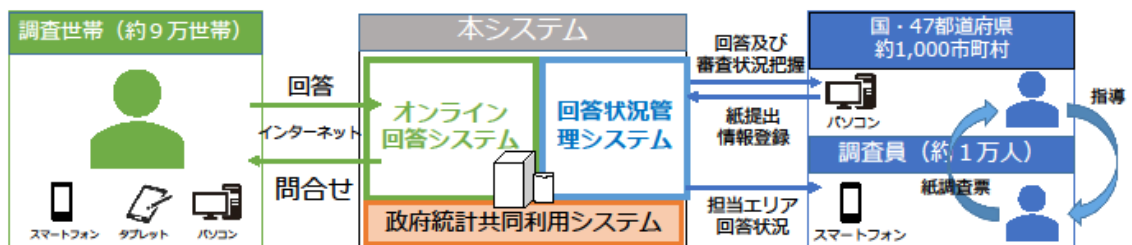
レシート読取機能を実装したオンライン家計簿<sup>(注)</sup>については、個人収支簿においても採用するとともに、最新版のレシート読取エンジンを使用することで、実査上の課題であった読取エラーを可能な限り解消し、世帯の回答しやすさを改善する予定としている。

(注) オンライン調査システム内に、スマートフォン等のカメラ機能を用いて写真撮影した画像を自動で解析するレシート読取エンジンを組み込み、自動解析できないレシートについては、画像を専用オペレータに送付し、オペレータが調査世帯に代わり入力した結果を反映

(イ) 回答状況管理システムの機能改善

回答状況管理システムについては、オンライン回答状況の把握に加え、郵送回答(簡易調査のみ)の提出状況の登録も可能としているが、調査世帯の回答状況を一元的に把握できるように改善し、回答状況の通知機能により、地方公共団体・統計調査員等の事務の効率化を図る予定としている。

(参考) 令和6年調査におけるオンライン調査システム(イメージ)



ウ これらについては、報告者の負担軽減や統計調査員及び地方公共団体の事務の効率化に資するものであり、適当であると考えるが、オンライン調査の範囲拡大により期待される効果やオンライン回答の推進方策について確認する必要がある。

(論点)

- a 令和元年調査におけるオンライン回答は、どのような状況であったのか。令和6年調査において家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にもオンライン調査を拡大することで、どのような効果が見込まれるのか。令和元年調査において導入に至らなかった課題はどのように解決されたのか。
- b オンライン調査の対象範囲の拡大やシステムの機能改善について、実査を担当する地方公共団体の意見・要望はどのように反映されているのか。また、オンライン調査の推進に当たり、地方公共団体とは、今後どのように連携を図ることとしているのか。
- c オンライン回答率はどの程度を見込んでいるのか。また、オンライン回答の推進に向け、講じることとしている方策は適切か。

(3) 報告を求める事項の変更

(変更内容)

【家計簿】

- ① 「月々の給与」、「年金」及び「事業収入・賞与・その他の収入」に「控除又は納付項目の総額」欄を新設
- ② 「月々の給与」及び「事業収入・賞与・その他の収入」に「賃金のデジタル払いの額」欄を新設

【世帯票】

- ③ 調査項目名を「就学の状況」から「教育」に変更し、「未就学・その他」の選択肢に「認定こども園」を追加
- ④ 調査項目名を「地代支払の有無」から「土地の所有関係」に変更し、選択肢を変更

(審査状況)

ア 本件申請では、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）について、前記①～④のとおり変更することとしている。それぞれの変更内容の詳細は、以下のとおりである。

- ① 令和元年調査において、「控除又は納付項目」の合計額を、直下に位置する「口座振込額」欄に誤って記入する事例が生じたことから、当該箇所に総額欄を新設の上、「口座振込額」欄の配置（及び配色）を変更する。
- ② 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第158号）が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払が可能となったことから、「賃金のデジタル払いの額」欄を新設する。



### 令和元年調査

■月々の給与				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	本給( 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( か月分)		介護保険料	
5	〔転勤外手当〕		厚生年金保険料	
6	〔 〕手当		雇用保険料	
7	〔 〕手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
給与総額			控除額合計	

### 令和6年調査

■月々の給与				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	本給( 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( か月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	〔 〕手当		雇用保険料	
7	〔 〕手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
給与総額			控除又は納付項目の総額	
口座振込額			現金のデジタル払いの額	

③ 「就学の状況」において世帯員の学歴を把握しているが、令和元年調査において、就学中の世帯員のみが回答対象と誤解され、記入漏れとなる事例が生じたことから、調査項目名を「教育」に変更する。

また、「未就学・その他」について、就学前の子どもに関する教育、保育等に関する現行制度を踏まえ、選択肢に「認定こども園」<sup>(注)</sup>を追加する。

(注)「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)が平成18年10月から施行されたことに伴い、認定こども園制度が開始

### 令和元年調査

**(6) 就学の状況**

・学校に在学しているかどうかについて記入しうすで矢印に従って記入してください

・在学中の人はその学校について、卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください

・専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は『世帯票の記入のしかた』を参照して記入してください

在学中 卒業 未就学・その他

○ 小学・中学 ○ 短大・高専・旧制高

○ 高校・旧制中 ○ 大学

○ 専門学校(修業年限) ○ 大学院

1年以上 2年以上 4年以上  
2年未満 4年未満

保育園・保育所 幼稚園 その他(乳児など)

### 令和6年調査

**(6) 教育**

・学校に在学しているかどうかについて記入しうすで矢印に従って記入してください。

・在学中の人はその学校について、卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について、未就学・その他の人はその入園について記入してください。

・専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は『世帯票の記入のしかた』を参照して記入してください。

在学中 卒業 未就学・その他

○ 小学・中学 ○ 短大・高専・旧制高

○ 高校・旧制中 ○ 大学

○ 専門学校(修業年限) ○ 大学院

1年以上 2年以上 4年以上  
2年未満 4年未満

保育園・保育所 幼稚園 **認定こども園** その他(乳児など)

④ 現住居に関する調査事項の一つとして「地代支払の有無」を把握しているが、「地代」という名称から調査内容が伝わりにくいとの地方公共団体の意見を踏まえ、調査項目名を「土地の所有関係」に変更の上、選択肢を「所有地」、「無償の借地」、「有償の借地」の3区分とする。

### 令和元年調査

▶ (持ち家の世帯)

**(17) 地代支払の有無**

・現住居の敷地の地代について記入してください

○ 支払っていない

○ 支払っている

### 令和6年調査

▶ (持ち家の世帯)

**(17) 土地の所有関係**

・現住居の敷地の所有関係について記入してください。

○ 所有地

○ 無償の借地

○ 有償の借地

イ これらについては、制度改正への対応や前回調査結果を踏まえた改善を図るものであることから、よりの確な実態把握の観点から、おおむね適当と考えるが、見直しの検討過程やその効果、調査結果の利活用の観点から支障はないか確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の調査事項の見直しは、どのような考え方や手順等に基づき、検討を行ったのか。前回の変更事項の評価や新たなニーズの把握はどのように行ったのか。
- b 家計簿について、
- (a) 「控除又は納付項目の総額」欄を新設することによる効果は何か。他方、報告者の記入負担や統計調査員等の審査事務が増加するおそれはないか。
- (b) 「賃金のデジタル払いの額」を「口座振込額」と分けて把握する理由は何か。また、どのような利活用が想定されているのか。
- c 世帯票について、
- (a) 「就学状況」から「教育」への変更は適当か。また、「認定こども園」は平成18年から開始された制度であるが、今回選択肢として追加する理由は何か。
- (b) 「地代支払の有無」から「土地の所有関係」への変更及び「土地の所有関係」の選択肢の設定は適切か。また、時系列比較・分析の観点から、利活用上の支障は生じないか。

(4) 公表の期日の変更

(変更内容)

- ・ 「家計収支に関する集計」の公表期日を調査実施年の翌年11月から同12月に1か月後ろ倒し

(審査状況)

ア 平成30年答申を踏まえた令和元年調査の当初計画では、調査結果の第一報となる「家計収支に関する集計」については令和2年11月までに公表し、「その他の集計」については令和3年以降順次公表することとしていた。

しかしながら、令和2年における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、総務省統計局及び独立行政法人統計センターにおいて2交代制勤務<sup>(注)</sup>を導入したため、調査票の審査や格付け、データ打ち込み等の作業に大幅な遅延が生じた。

(注) 職員の半数程度が出勤し、残りの半数はテレワーク等で作業

イ また、令和元年調査では、「家計収支に関する集計」について、単身世帯・総世帯、男女の別、国際比較等の観点から集計事項を充実させた(2,388表(平成26年調査)→4,479表(令和元年調査))ことから、新型コロナウイルス感染症への対応の影響を除いたとしても、結果表審査に係る過程において当初スケジュールよりも時間を要すること



が判明した。

ウ このようなことから、総務省は、「家計収支に関する集計」及び「その他の集計」について、いずれも令和3年2月以降順次公表する内容に調査計画を変更（令和2年10月）し、調査結果の公表を行った<sup>(注)</sup>。

(注) 令和3年以降に公表を予定していた「その他の集計」（ジニ係数、貧困率等）の結果については、政策ニーズを考慮し、当初スケジュールどおり公表が行われている。

エ 上記を踏まえ、本件申請では、表3のとおり、「家計収支に関する集計」の公表期日を令和元年調査の当初計画（調査実施年の翌年11月）から1か月後ろ倒しし、令和7年12月とすることとしている。

表3 公表の期日の変更内容

区 分	令和元年調査（当初計画）	令和6年調査
家計収支に関する集計	令和2年11月までに公表	令和7年12月までに公表
その他の集計	令和3年以降順次公表	令和8年以降順次公表

オ これについては、令和元年調査の集計業務の実施状況を踏まえ、第一報の公表期日を繰り下げるものであり、調査結果の利活用に支障がない限りにおいて特に問題ないと考えるが、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a 令和元年調査では、一連の調査結果をいつ公表したのか。令和6年調査では、第一報の公表以降、どのようなスケジュールを想定しているか。
- b 調査の実施から調査結果の公表までのスケジュールはどのようなものだったのか。また、実際の集計作業では、どのような作業に、どの程度の時間を要したのか。公表時期を前倒しする余地はないか。
- c 「家計収支に関する集計」の公表期日を1か月後ろ倒しすることによる利活用上の支障はないか。

(5) 調査票情報の保存期間の変更

(変更内容)

- ・ 調査票の保存期間を「2年」から「3年」に変更

(審査状況)

ア 令和元年調査では、平成30年答申における「今後の課題」（後記2（3）参照）に対応するため、日本標準職業分類に準拠した結果表章（特別集計）をアフターコーディングにより実施した。しかしながら、集計作業に時間を要したことや令和6年調査の企画

に当たって参考とするため、調査票の保存期間（2年）を1年延長した経緯があることを踏まえ、本件申請では、集計実態に合わせて保存期間を「3年」に変更することとしている。

イ これについては、令和6年調査においても、引き続き日本標準職業分類に準拠した特別集計を行うこととしていることを前提とすると、特に問題はないと考えるが、後記2（3）において併せて確認する必要がある。

## 2 平成30年答申における「今後の課題」への対応状況

本調査については、平成30年答申において、以下の検討課題が指摘されている。

### （1）家計に関する統計の体系的整備に向けた検討

家計に関する統計については、各種統計調査の整合性がより高まることから、平成31年度（2019年度）の全国家計構造調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理し、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）の次回改定に反映する方向で検討すること。

#### （審査状況）

本件については、前記1（1）イにおいて検討を行う。

### （2）今回の変更を踏まえた調査手法等の更なる改善

平成31年度（2019年度）の全国家計構造調査については、調査計画を抜本的に見直した上で実施することから、報告者や統計調査員、実査機関である地方公共団体等における評価も含め、実施状況や見直しによる効果等を検証・分析するとともに、その結果を踏まえ、平成36年度（2024年度）調査の調査計画の策定までに、調査手法の見直しや結果表章の充実等、更なる調査計画の改善について検討すること。

#### （審査状況）

本件については、前記1（1）イにおいて検討を行う。

### （3）日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実

平成31年度（2019年度）の全国家計構造調査及び家計調査において、世帯主の職業別の結果表章に当たり、独自に設定している区分を使用しているが、他の統計調査との比較可能性の向上の観点から、調査結果の利活用状況や日本標準職業分類との整合性も勘案しつつ、結果表章の在り方を検討すること。

#### （審査状況）

ア 総務省は、令和元年調査において、本調査独自の区分による結果表章を優先的に対応

した後、アフターコーディングによる日本標準職業分類に準拠した結果表章（特別集計）を行い、表4のとおり、段階的に公表を実施している。

また、令和6年調査の結果表章においても、同様の対応を行う予定としている。

表4 世帯主の職業別表章を含む調査結果の公表実績（令和元年調査）

区 分	集計結果	公表期日
独自の職業分類	家計収支に関する結果	令和3年2月26日
	所得、家計資産・負債に関する結果	令和3年5月18日
日本標準職業分類 (特別集計)	家計収支、所得、家計資産・負債に関する結果	令和4年1月14日

イ これについては、従来結果との継続性及び他の統計調査との比較可能性の確保・向上の観点からは、おおむね適当であると考えるが、調査結果の利活用状況を踏まえ、今後の結果表章の在り方について議論する必要がある。

(論点)

- a 世帯主の職業別の結果表章について、独自の職業分類を用いている理由は何か。職業分類に関して、従来から利活用ニーズに変化はないか。
- b 現在の利活用ニーズに照らして、令和6年調査において、引き続き、独自の職業分類による結果表章を優先し、日本標準職業分類に準拠した結果表章を特別集計により行うことは妥当か。
- c 日本標準職業分類に準拠した結果表章への対応のため、調査票の保存期間を「2年」から「3年」に変更することは妥当か。